第１回定例会一般質問

～ 震災からの復興と市の将来について聞く ～

質問者	主な質問の内容
髙橋　正信	(1)防災会議について　(2)緊急時の情報伝達　(3)避難所運営 (4)災害時要援護者プランについて　(5)備蓄倉庫の確保 (6)自主防災組織　(7)震災復興交付金　(8)地域防災力の強化
鈴木　周也	(1)地域防災計画の検証　(2)避難所指定と学校統廃合　(3)災害時の給水活動 (4)災害時の生活弱者の安否確認　(5)学校適正配置と地域コミュニティー活動 (6)バス通学と生徒・児童の基礎体力　(7)学校施設を利用するスポーツ団体の今後
栗原　繁	(1)地域防災計画の見直し　(2)行方市の契約行為について (3)指定管理者の権限について　(4)行方市後期基本計画の方向性について
宮内　正	(1)人口減少問題に関する研究会について (2)定住促進事業の経過と問題点について
高木　正	複合自立型行政確立への模索 (1)財政自立の為に　(2)基幹産業の育成　(3)教育全般　(4)企画
宮内　守	市長の所信表明について　(1)一般会計予算の編成方針 (2)平成 24 年度の重点施策　(3)これまでの震災復旧に対する取組み (4)少子高齢化について　(5)国民健康保険特別会計の編成方針
小林　久	(1)国民健康保険特別会計について　(2)鹿行大橋開通について (3)北浦地区民間事業所の広域跡地活用について　(4)市発注の契約等について

第１回定例会の一般質問は３月６日から８日までの３日間で行われました。

登壇順に、質問と答弁の一部を要約して掲載しています。（11ページ～17ページ）

一般質問は、市の一般事務に対して、執行状況や将来の方針、政策的な提言や行政への批判を執行者に直接質すことです。それ以外に事業の経過報告を求めることもあります。

行方市の質問時間は１人90分（答弁も含む）となっています。

髙橋　正信 議員

地域防災計画の検証及び今後の方針について

問 緊急時の情報伝達に万全な対策は施されているのか。

答 市長

昨年3月11日の震災発生時の反省を踏まえ、防災無線の機能強化のため、個別受信機を主要な避難所や公共施設等に配備し、より正確な情報が伝達できるよう整備していきます。

また、災害対策本部と各庁舎、主要避難所の連絡体制の確保のため、停電時にも自家発電の使用可能な防災無線電話の活用を進めます。

なお、市の防災関係職員・水道課職員・消防団幹部については、災害時優先携帯電話を携帯させ、情報収集と連絡体制を整備しています。

Q 災害時の情報伝達対策は

A 主要避難所には防災無線の個別受信機の設置を進め、職員・消防団幹部には災害時優先携帯電話を配備していきます。

問 市の地域防災計画の中には、防災無線の難聴地域に対し、速やかに戸別受信機を配置するとなっている。補助事業を活用しても受信機を配置するとあるが、現状はどうか。

答 総務部長

防災無線の聞こえにくい地域については、10件程度と認識しています。平成24年度の予算で対応できる範囲と考えます。

それ以上に難聴地域があると確認がされれば、市として対応を講ずるべきと考えています。

問 ある自治体では、防災無線を電話でも確認できるシステムが導入されていると聞く。

行方市でも対応できないのか。

答 総務部長

今後検討していきたいと思います。

災害時要援護者避難支援プランについて

問 行方市では、災害時要援護者避難支援プランは策定されているのか。

答 市長

内閣府作成の災害時要援護者の避難支援ガイドラインに従い、今年の1月24日付で行方市の全体計画を策定しました。今後は、それぞれの要援護者について個別計画を策定していきます。

民生委員・児童委員を始め、各行政区の区長や消防団の協力をいただき、一人暮らしの高齢者・障害者など支援が必要な皆さんの安否確認や避難支援が地域の協力で行われ、安心して生活できるまちづくりを進めたいと思います。

災害に備える備蓄倉庫について

問 備蓄倉庫の確保と備蓄する防災物資は明確になっているのか。

答 市長

災害発生時に応急的に必要な物資の備蓄については、麻生公民館・北浦公民館・玉造保健センターの3ヶ所に備蓄倉庫を設置し、各庁舎内に備蓄するものと合わせて6ヶ所で備蓄していきます。

現在、備蓄品として準備している主なものは、食材としてアルファ化米・乾パン・ペットボトル入り飲料水、この外に毛布を用意しています。

今後は、さらに備蓄物資の数量確保を図るため、近隣のスーパーマーケット等と食料品や日用品の供給体制について、災害時の支援協定を締結し、避難所等で物資が供給できるように万全の体制整備を図ります。

また、停電時に迅速な対応ができるよう備蓄倉庫と各庁舎に非常用発電機や照明器具等を配備していきます。

行方市の災害時備蓄品

①	アルファ化米	1,800食
②	乾パン	700食
③	飲料水	8,000本
④	毛布	600枚

※平成24年3月現在

鈴木　周也 議員

Q 防災計画の見直しについて

A アンケートで得られた市民の声や各部署の問題・課題解決策を洗い出し、より実効性のある計画を策定します。

地域防災計画の検証及び今後の方針について

問 東日本大震災発生後の行方市地域防災計画の検証結果について伺う。

答 市長

平成24年度の行方市地域防災計画の見直しについては、アンケートを通じて得られた市民の声や各部署からの問題・課題、解決策を洗い出し、より実効性のある計画を策定していきます。

問 今後、放射線に対しての対応する部署や課・係などを配置する計画はあるか。

答 総務部長

放射線対策に対応する市の組織については、設置する方向で考えています。

内容については、人的配置を充実させ、放射性物質汚染対処特措法に関係する長期の放射線対策についての総合的事務の担当を設けることを考えています。

問 現在、廃校となる小学校が避難所指定されている地域もある。今後はどのように避難所指定を行うのか。

答 総務部長

避難所指定について、これまでは、その地域に避難場所が必要だからこの学校・施設を残すという整理の仕方はしていませんでした。

最終的には、学校適正配置により耐震化された学校施設が最終的に避難場所になると考えられます。それには、様々な状況を予想しながら、避難場所として確保することが必要と考えます。

学校統廃合後の地域コミュニティー活動等について

問 学校適正化配置計画の実施により各小学校を中心として行われてきた地域活動などの影響はあるのか。今後の考え方は。

答 市長公室長

学校の適正配置によって旧小学校単位での交流機会は減少しますが、今後は各行政区の自立的で個性的な地域づくりを促進し、伝統行事や祭礼などの継続に向け、人的・地域的な交流機会を設けたいと考えています。

また、既存の集会施設の改修などを図り、学校跡地利用や公共施設の積極的な地域の開放に努めたいと考えています。

問 学校適正化配置計画の実施に伴う小・中学校施設を利用しているスポーツ少年団や一般のスポーツ団体等に対する対応はどのようにするのか。

答 教育長

学校体育施設開放事業の基本方針としては、各統合小学校につき統合小学校プラス一校といった基本方針が示されています。このことから、平成28年度時点で開放できる学校体育施設は、小学校8施設と中学校3施設になります。できるだけ利用団体との調整の努力を図りながら学校体育施設開放事業を進めます。

バス通学と子供たちの基礎体力の影響について

問 バス通学により児童・生徒たちの基礎体力に影響はあるか。体力低下の予防策は考えているのか。

答 教育次長

学校が統合されれば、大半の子供たちがスクールバス通学になります。今後は、児童たちの基礎体力的変化を注意深く見守る必要があると思います。

また、体力向上については学校教育活動を各学校でいろいろな工夫をしており、授業以外の休み時間なども体力づくりのために取り組んでいます。学校以外にも、スポーツ少年団や水泳教室など、子供たちのために保護者が考えて、体力づくりに取り組んでいる家庭もあります。

行方市の児童全体では、45％の子供たちが学校以外でのスポーツ活動に参加しています。

栗原　繁 議員

Q 防災会議を開催しない理由について

A 茨城県の防災計画の素案がある程度成立した上で開催し、現任の委員の意見を集約するべきと考えます。

行方市防災会議について

問 震災から現在まで防災会議が開かれていない理由について伺う。

答 総務部長

茨城県防災計画の素案がある程度成立した上で、防災会議条例により、任命されている関係各機関の委員からも意見を集約すべきと考えています。

防災計画の見直し以外にも市独自の判断で整備すべきものは順次整備をしています。

また、緊急性のあるものは市長の判断で、議会に提案し優先順位を決めて、ハード面においても整備を図っていきます。

問 計画中に航空機災害の項目があるが、今後修正する必要はないのか。

また、放射能事故に対応する項目を追加する考えはあるのか。

答 総務部長

航空機災害の項目については改めて精査したいと思います。

また、放射能対策についても今回の見直しの中に記載されるべきと考えます。

指定管理者の責務と権限について

問 市の経済的負担の軽減とリスクの回避の為に指定管理者に課す責務について伺う。

答 市長公室長

指定管理者制度は、民間事業者の競争の原理や施設管理ノウハウを活用した財政支出の削減、質の高い市民サービスの提供を目的としていますが、一方で、公共サービスの信頼性、公益性の確保が求められます。管理者が管理業務を実施する際には、地方自治法や施設の設置条例など、関係する法律や条例を遵守しなければなりません。

また、利用する住民に不当な差別的対応や、不当な施設の利用拒否をしてはならないとされます。

公の施設に関する広範な権限を指定管理者に委任して代行させるため、市と指定管理者はリスクが発生した場合の費用負担等を明確にしておく必要があります。これらは募集の際の要項等で明確にされています。

問 指定を受けた管理者が施設を有効かつ合理的に運営する為の権限の移譲について伺う。

答 市長公室長

管理者が指定されると、権限の委任が発生します。その施設の利用許可など、管理権限が市から管理者に移り、市長に代わって管理者の判断で主体的に施設の管理業務を行えます。

ただし、行政財産の目的外の使用許可などは市長の権限となるので、指定管理者が行うことはできません。

問 施設の運営に関しての実績の評価と運営の方向性の見直しについて伺う。

答 市長公室長

指定管理者が、施設の管理基準や事業計画に示された業務内容の基準を満たしていない場合は、市から管理者に対して改善など必要な指示を行うことになっています。

また、施設利用者の意見や苦情などを聴取し、業務の改善に反映させるため、施設利用者にアンケートを実施しています。これには、サービスの向上や利用者の増加を図るため、厳正に評価し、検証する意味もあります。

なお、指定管理者モニタリング評価調査は各事業の担当課で行っています。この結果は、行方市公の施設指定管理者候補者選定委員会で報告されます。この委員会で指定管理者の業務内容について評価を受け、市報に掲載されています。

【用語解説】　指定管理者制度

自治体などが管理する公の施設の管理・運営を企業・NPOなどが指定された期間で代行する制度です。民間のノウハウを生かした経費節減とサービスの向上が期待されています。

行方市では、8つの施設が指定管理を受けています。

宮内　正 議員

人口問題について

問 1月に人口問題対策懇談会が実施された。これと市長の所信表明にある人口問題研究会の違いについて伺う。

答 市長

市では、少子高齢化社会に対する危機感から、対策として定住促進事業や結婚活動支援事業、様々な子育て支援事業等を実践してきました。

これまで進めてきたサービスを見直し充実させるため、24年度は、学識経験者をメンバーに加え、持続性のある地域のあり方を探るため、人口問題協議会等の研究・協議の場を設ける考えです。

Q 行方市の人口問題について

A 平成24年度は、定住化・企業誘致・などの取組みを一体化させ、地域活性化を図り人口問題に取組みます。

答 市長公室長

今年の1月25日に開催した人口問題懇談会では、茨城県委嘱のマリッジ・サポーター、商工団体等関係者、子育て支援者の方などを中心に、現状の市の取り組みなどを説明しました。

24年度は、定住化・企業誘致などの取り組みを一体化させ、地域の活性化を図るための研究・協議の場を設け、人口問題に取り組んでいきます。

問 定住化事業の成果について伺う。

答 市長公室長

若年層の定着を図り、暮らし・環境を整えるための事業が定住化促進事業です。

行方市の風土や文化を生かし、魅力を再発見し、住宅取得の支援、子育て環境の充実、就労の場の確保などの施策で持続性と活力あるまちづくりを図ろうとするものです。

行方市が進める定住化の主な事業

① 定住促進事業
- 住宅取得補助金
- 空き家等情報登録制度
- 市有地の宅地提供

② 就労支援事業
- 無料職業紹介

問 定住化事業に震災の影響は見られたのか。

答 市長公室長

震災の影響は、宅地整備の際の場所の選定や福島第一原子力発電所事故による風評被害等も各方面で見られました。定住促進事業の数字に直接表れてはいませんが、影響はあったと思われます。

問 市政方針の重点施策に当てはまると思うが、スピード感が感じられない。

答 市長公室長

定住化事業は、今年度スタートしました。少しずつですが、補助申請もあり、成果は出ています。

今後は市長のトップセールスなど、市民の目にも進捗が分かる事業を進めたいと考えます。

定住化事業における市有地の取り扱いについて

問 定住化事業についての市有地の取り扱いについて伺う。

答 総務部長

市有地で、将来的に公共用地として利用しない土地は、定住政策の一環として市民への宅地供給に配慮しながら処分することになります。財政面では、適正な価格で積極的に処分する方針です。

現在、未利用の宅地及び雑種地等は約100筆、4ヘクタールほどです。

問 宅地の提供価格の単価について、想定額について伺う。

答 市長公室長

価格は1㎡で1万6，000円程度になります。

土地を宅地として提供するための造成費も含めた金額です。

問 宅地を造成するのは分かるが、この値段で買う人がいるのか。

答 市長公室長

土地の造成にはこだわらず、欲しい土地があれば売ると考え、行政改革の大綱の中にも遊休市有地の処分がありますので、併せて実施したいと考えます。

高木　正 議員

この1年の行政経験の検証と、教訓を踏まえ、行政とは、どうあるべきか。どうあらねばならないのか、何をすべきなのか。

それらを、包括的に執行部の基本的方向性を探るべく、質問するものである。

この際、直面する継続的現実対応行政はもとより、これまでの我が国の必然的結末からの脱却の必要性とともに、新たな指針の構築に全力を今こそかけるべきであり、そのための24年度予算であるとの、危惧感と期待感の中でお聞きする。

財政問題について

問 自立した財政運営に移行させるための方向性として、潜在的負担を見込んだ数字で市が考える適正財政規模について伺う。

答 財政課長

市の標準財政規模100億円の収入内訳は、税金・交付金・譲与税が40億円程度で、残りの60億円は普通交付税です。現在の予算規模としては、150億円前後が望ましいと考えます。

Q 行方市の基幹産業ついて

A 農業を中心とした6次産業の推進を図り、生産・加工・販売の一体化を進めます。

市の基幹産業について

問 基幹産業の農業は、今までの固定化した流通ルートでは、農業生産、生活の安定はないと思う。独自の販売ルート開拓や製品の安心・安全に繋がる土壌改良など、今後の農業の方向性を市長はどう考えるのか。

答 市長

農業を中心にした6次産業の推進を図り、生産、加工、販売の一体化を進めています。

また、農業と観光の融合を状況図り、観光事業も進めています。中でも農業の基本は、土づくりであり、根本的な見直しも必要と考え、緊急雇用創出事業の中の堆肥製造事業で現在研究しています。農業・水産業などの1次産業発展のために様々な計画を模索しています。

問 行方市がモデル事業を率先してやるべきではないのか。

答 経済部長

6次産業化は、生産者への利益還元が必要であり、今後の機構改革の中で、商工観光課から農林水産課へ所管を移す方向です。

現在、農業費の予算で食彩マーケット事業が行われており、その中での食品の販売ルート・PR活動とタイアップを図ります。

行方市の教育全般について

問 文科省の方針も、小学校の英語教育や武道・ダンスを取入れるなど、これまでのゆとり教育から大きく方向転換がされた。行方市の人材育成について教育長の見解を伺いたい。

答 教育長

基本的には、教育水準の維持と向上が一番大事だと思います。

● 学校制度の中では、学校長の権限が大きく、校長の方向性で、一つの学校が大きく変わることもある。学校長を指導するのが教育長・教育委員会であり、もう少しメッセージを発信しながら引っ張って頂きたい。

また、行方市を慈しむ郷土愛を教育に取入れる必要があると考える。勉強だけでなく、環境・福祉・定住化などの広い感覚的な教育を取入れて頂きたい。

組織形態と今後の対応について

問 現在の風潮としては、複雑多様化した市民要望型の行政の形になっている。時間・資源・人的制限枠の中で順位を決めていくのが行政だが、組織に疲労・疲弊が出ているのでは。

答 市長

行政の縦割りの枠を外して、市の方向性をすべての職員が把握し、目的に向かい一つの行動を起こす、このようなシステムづくりも必要だと思っています。

宮内　守 議員

市長の所信表明について

問　平成24年度一般会計予算の編成方針について伺う。

答　市長

国の東日本大震災復興交付金事業等を最大限に活用し、あわせて合併特例債事業を有効に活用し、市民の皆様方の安全・安心を第一に市の一体化を図ります。

問　急速に進展する少子高齢化をどうとらえ、この課題をどう解決し、行方市を元気にしていくのか。

答　市長公室長

市の将来を担う次世代が生き生きと社会経済活動が営める環境づくりが必要です。若年層の流出を抑えるため就労支援に努め、子育て環境を充実させ新たな住宅を求める方への助成を継続していきます。今後は大学の研究者などを構成メンバーに人口問題協議会を設置し、施策展開へつなげたいと考えます。

問　人口減少への歯止め、雇用の創出策について新しい知恵があるのか。

答　経済部長

市民が通勤可能な職場の確保が有効な手段と考え、平成21年度から、行方市無料職業紹介所を商工観光課内に開設しています。

平成24年度は、求人情報開拓員をフル活用し、幅広い職種の求人事業所を発掘し、雇用の場の提供を考えます。

Q 市長の所信表明について

A 国の復興交付金事業などを活用し、市民の皆様の安心・安全を第一に市の一体化を図ります。

問　平成24年度国民健康保険特別会計予算の編成方針について伺う。

答　市長

国民健康保険は、加入者に高齢者や低所得者が多く、保険税の負担能力の低い一方で医療費が高くなっています。全国の市町村でも、一般会計繰入金に頼らざるを得ない状況です。行方市では、平成23年度に税率引き上げを実施予定でしたが、東日本大震災により24年度に先送りしました。さらに、24年度も震災の影響を考慮し、さらに1年先送りすることにしました。

その不足分については、一般会計繰入金で補てんする予定です。今後は、震災の影響を見ながら、早い時期での保険税率の引き上げを実施し、法定外繰り入れの圧縮を図りたいと考えます。

問　原発事故の東京電力に対する補償は申請人に対して公平におこなわれているか。

答　経済部長

市を通した農業等の損害賠償の請求分は今年2月までの合計金額が、約6億6,000万に対し、4億3,000万が支払われ、残額は2億2,000万です。

問　子育て支援対策・児童福祉・幼児教育・学校教育の充実について

答　保健福祉部長

引き続き放課後児童クラブ、降園後保育の支援、マル福は0歳から小学6年生を対象に継続します。ほかにも、子宮頸がんワクチンや小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの全額公費負担を継続します。

答　教育次長

平成24年度は、学校適正配置に関係する建設工事等を主に、生きる力を育む学校教育の充実、通いたい学校・通わせたい学校・誇りに思う学校づくり、家庭教育と地域の連携・協力の推進の3つの大きな基本方針で、行方市の教育を進めます。

問　計画策定など委託が多い事業について、現場の思いを成果に反映できるのか。

答　企画政策課長

すべて緊急雇用事業の中で進めており、厳しい雇用状況を考慮し、計画の専門性から委託しています。

● 市長にはこの1年間、我々を的確に導き、前向きなビジョンを提示して安心感を与えるという役割を担っていただきたいと思います。

小林　久 議員

Q 国民健康保険特別会計について

A 景気の低迷で税収は減少しているが、療養給付費などの支払は増加する傾向にあります。

国民健康保険特別会計について

問 行方市の国民健康保険特別会計の現況と平成24年度の見通しについて伺う。

答 市長

歳入については、景気の低迷により、保険税の想定額は平成20年度が14億283万円から、平成22年度が13億285万円と減少する一方、歳出の療養給付費は平成20年度が30億4,900万円から、平成22年度が32億2,600円と増加しています。

平成23年度は、国保税の引き上げ予定でしたが、震災の発生により平成24年度に先送りし、一般会計繰出金を増額して対応しました。今後の運営については、震災の影響を見極めながら、早い段階での税率引き上げを実施するとともに、法定外の保険税負担緩和分の圧縮に向けた保険税率の見直しを進めたいと考えます。

なめがた地域総合病院と地域の医療体制について

問 なめがた地域総合病院の現状と今後の医療体制について伺う。

答 市長

なめがた地域総合病院は、平成12年6月、茨城県厚生連の運営のもとに開院され、地域医療の拠点として、住民生活を支えています。近年の全国的な医師不足は、なめがた地域総合病院でも、深刻な問題であり、診療科目や緊急医療へも影響を及ぼしている状況です。

市でも、茨城県や茨城県厚生連などに医師不足解消を要望し、病院の充実のため支援していきます。

鹿行大橋の開通について

問 新大橋の開通日が決定したと聞いているが、開通記念のイベントの内容などについて伺う。

答 市長

念願の鹿行大橋が4月26日に開通することとなり、地域住民にとっても一筋の光明を見出す大きな喜びではないかと考えます。

開通記念イベントについては、鉾田工事事務所や鉾田市長と協議する機会があり、花火事業を進める考えに至りました。

今年2月に関係機関の代表者等による橋の開通を記念した復興花火実施協議会が設置され、24年度の予算は未決定ですが、下準備を進めている状況です。

震災時の崩落事故では尊い人命が失われており、この点にも配慮して事業を進めたいと考えます。

問 旧鹿行大橋の今後の取り扱いはどうするのか。

答 市長

市・県・国交省の協議の中で、新大橋の完成後は、旧橋を取り壊すことを条件に、新橋の建設が約束されています。

今後は、開通式後に旧橋の撤去に着手し、占用許可満了の平成27年3月までには撤去を完了させる予定です。

市の契約案件について

問 市が行う契約などについて、職員の職責はどのようになっているのか伺う。

答 総務部長

職員の職責については、行方市の事務決裁規定があり、責任の明確化を図るとともに、効率的な事務を執行するためのものです。例えば、工事を起こす場合に、130万円未満までは部長決裁、それ以上については市長決裁になります。

また、製造請負・コンサルタント業務、役務提供、物品購入などの指名に、決裁規定があります。

なお、一般競争入札については、参加資格審査委員会の中で審査を行い、その結果を市長に報告し、決裁を受けます。

そのほか、契約及び予定価格の決定・検査確認等も含めて、事務決裁規定に基づき事務を執行しています。